

権利擁護センターぱあとなあひろしま後見報酬助成規程

規程第10号
2013年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、権利擁護センターぱあとなあひろしま（以下「ぱあとなあ」という。）における成年後見活動を、成年後見人等候補者名簿登録者（以下「名簿登録者」という。）が相互に支え合う仕組みの一環として、名簿登録者が受任している成年後見人等及び成年後見監督人等の活動に対する報酬が見込めない又は低額な場合に助成することについて定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 ぱあとなあが推薦し、受任した成年後見人等、成年後見監督人等及び未成年後見人に対する家庭裁判所の報酬付与の審判（以下「審判」という。）が、第3条の助成基準額を下回る場合で、次の各号のいずれにも該当するものを助成の対象とする。

- (1) 受任者が名簿登録料、成年後見人制度賠償責任保険料及び後見活動報酬手数料の未納がないこと。
 - (2) ぱあとなあ活動報告書が、成年後見人等の就任時からすべて提出されていること。
 - (3) 市町成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の対象外であること。
 - (4) 公益社団法人成年後見リーガル・サポート成年後見助成基金（以下「基金」という。）を申請し、かつ不支給となっていること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項第4号の規定は適用しないものとする。
- (1) 基金の助成を受けても審判が助成基準額を下回る場合
 - (2) 基金の助成回数の上限に達している場合
 - (3) 基金の申請前に後見活動が終了した場合。ただし、基金の申請に必要な受任期間が経過後に、初めて到来する基金の募集回で基金を申請しなかった場合は除く。
 - (4) 基金の申請後から助成決定までの間に後見活動が終了した場合
 - (5) 基金の新規申請の件数制限のため、基金の申請ができなかった場合
 - (6) その他、会長が特に必要と認める場合
- 3 任意後見契約に基づく活動に対する報酬は助成の対象外とする。

(助成基準額)

第3条 本規程に基づく助成の基準額は月額1万4千円とする。

(助成金の額)

第4条 審判の月額と助成基準額との差額に、審判の期間の月数を乗じて得た金額を助成金の額とする。

- 2 申請者が成年被後見人等の資力がないと判断し、報酬の一部又は全部を受領しない場合でも、前項の額以上の助成は行わないものとする。

(助成の期間)

第5条 助成の期間は原則1年までとする。ただし、1年を超えることに正当な理由がある

場合は、1年を超えて助成できるものとする。

(申請資格)

第6条 ぱあとなあ名簿登録を抹消した場合(削除は除く)、又は本会を退会若しくは転出した場合でも、名簿登録中の受任活動に対する申請はできるものとする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする名簿登録者は、ぱあとなあひろしま後見報酬助成申請書(様式1号)に報酬付与審判の写しその他必要書類を添付して事務局に申請するものとする。

(助成の決定)

第8条 本会は、事務局に前条の申請があった場合は、ぱあとなあひろしま運営委員会において内容を審査の上、助成金交付の可否を決定し、理事会に報告の上でぱあとなあひろしま後見報酬助成決定通知書(様式2号)又は不支給通知書(様式3号)により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は、第7条の申請書に記載された申請者の指定する口座に振り込むことにより行う。

(助成後の手数料)

第10条 この規程に基づき交付を受けた助成金は、権利擁護センターぱあとなあひろしま後見報酬手数料規程に基づいて手数料を納める活動報酬の対象となるものとする。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

2 助成金交付件数の増加等により財源の確保が困難になった場合は、前年度中に助成基準額等を見直すものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

附則

1. この規程は、2013年4月1日から施行する。
2. この規程は、2016年11月1日から施行する。
3. この規程は、2021年4月1日から施行する。